

# 2018年2月1日から 桜マーク入りライフジャケットの常時着用が義務化。

2018年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則すべての乗船者に桜マーク(国交省認定品)入りライフジャケットを着用させることが船長の義務となりました。(2022年2月1日以降、違反点2点が付与されます)

## 小型船舶や遊漁船におけるライフジャケット着用義務の範囲拡大

### 改正前

#### 着用義務

- ① 海中転落のおそれがある作業をする場合
- ② 12歳未満の小児(船室外)

#### 努力義務

- ③ 遊漁船の利用者(船室外)

#### 着用義務

- ④ 磯の上の釣り人



### 現行

①から③は、船室外のすべての乗船者ライフジャケット(国土交通省)の着用を義務付け。遊漁船(渡船)を利用し、磯等渡し及び磯釣りを行う場合は、国土交通省の認定品でないライフジャケットでも使用は可能です。

#### 着用義務(国交省認定品) ※荒天時は船室内においても着用

- ① 海中転落のおそれがある作業をする場合
- ② 12歳未満の小児(船室外)
- ③ 遊漁船の利用者(船室外) ※磯渡し等の渡船を除く



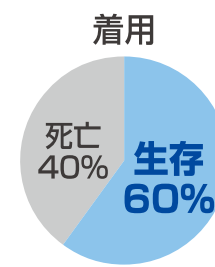
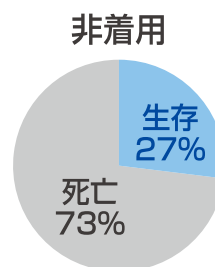
#### 着用義務

- ④ 磯等の渡し及び磯の上の釣り人



### ライフジャケットが命を守ります。

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。



生存率  
**2倍以上**

### 船長の義務

2018年2月1日から、小型船舶の船長には、原則すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります。着用させないと違反になります。

### 航行区域に合わせたライフジャケットを選びましょう

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください。ライフジャケットにはタイプがあります。航行区域に合わせたライフジャケットをお選びください。

### 適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはHPをご確認ください。

- 船室内にいる方
- 船外で泳ごうとする方
- 命綱を装着している方
- 専用装備で海上スポーツをする方
- 防波堤内の係留船上にいる方
- 船長が定めた安全な場所にいる方(できるだけ着用してください)

### ❗ 違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。5点以上で免許停止の対象となります。  
※2022年2月1日から違反点数の付与開始

